

向日市告示第29号

向日市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所の指定等に関する要綱（平成29年告示第23号）の一部を次のように改正します。

令和3年3月30日

向日市長 安田 守

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（指定の申請等）</p> <p>第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、<u>事業開始予定日の1月前までに向日市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）指定申請書（様式第1号）に施行規則第140条の63の5第1項各号に定める事項が確認できる書類を添えて行うものとする。</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>（指定の拒否）</u></p> <p>第2条の2 <u>市長は、前条に規定する指定事業所の指定を行うことにより、向日市介護保険事業計画に定める地域支援事業（法第115条の45第1項から第3項までに規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）に係る計画量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該指定をしないことができる。</u></p> <p>（指定の更新の申請等）</p> <p>第3条 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による更新の申請は、<u>当該申請に係る現に受けている指定有効期間満了日の1月前までに向日市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）指定更新申請書（様式第3号）に施</u></p>	<p>（指定の申請等）</p> <p>第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、_____</p> <p>向日市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）指定申請書（様式第1号）に施行規則第140条の63の5第1項各号に定める事項が確認できる書類を添えて行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>（指定の更新の申請等）</p> <p>第3条 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による更新の申請は、_____</p> <p>_____向日市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）指定更新申請書（様式第3号）に施</p>

行規則第140条の63の5第2項各号に定める事項が確認できる書類を添えて行うものとする。

2～4 略

(廃止又は休止の届出)

第5条 施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、廃止又は休止しようとする日の1月前までに向日市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）廃止・休止届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 指定事業所の指定を受けた者は、前項の規定に基づく事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日における利用者であって当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者を含む。）、他の指定事業所の指定を受けた者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

行規則第140条の63の5第2項\_\_\_\_に定める事項が確認できる書類を添えて行うものとする。

2～4 略

(廃止又は休止の届出)

第5条 施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
向日市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）廃止・休止届出書（様式第6号）により行うものとする。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。